

平成13年度 特定港湾施設整備事業の概要について

平成 13 年 7 月

特定港湾施設整備事業基本計画の目的等

(目的)

公共事業と一体となった
起債事業の計画的な実施

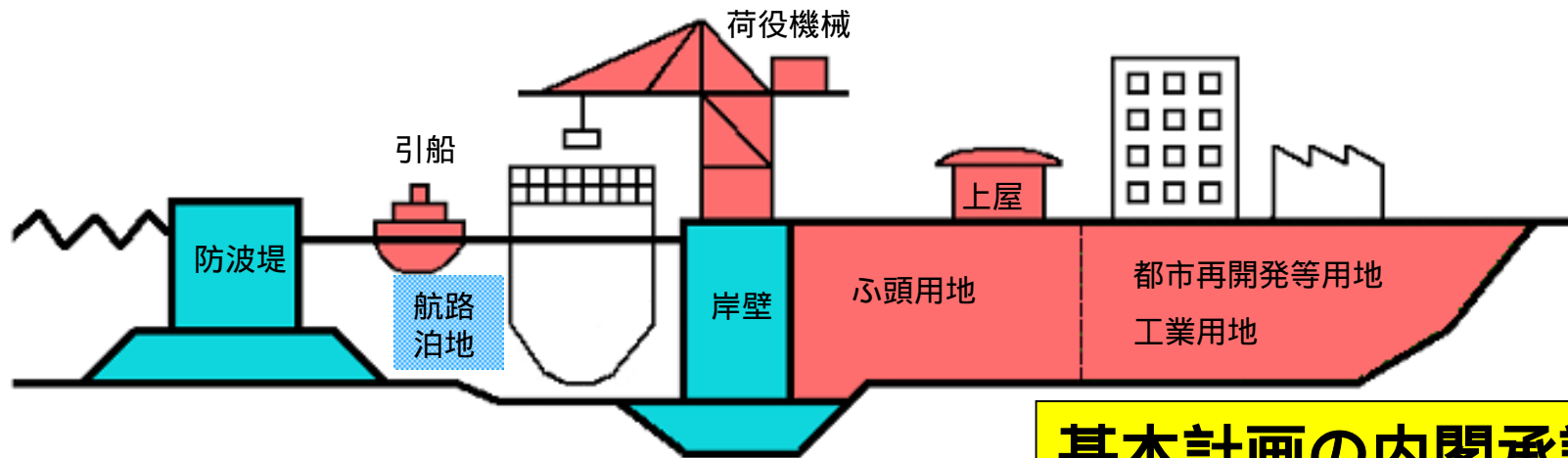
(計画・資金融通)

基本計画の策定

港湾管理者 国土交通省

公共事業

起債事業



基本計画の内閣承認

国土交通省 閣議

資金の融通斡旋

国土交通省 総務省、財務省、郵政事業庁 1

起債事業の確実な実施

参考 港湾整備促進法のスキーム

特定港湾施設整備事業の基本計画を定めるために港湾管理者に対して国土交通大臣が関係資料の提出を要求（法第3条第3項）

国土交通大臣は会計年度ごとに**審議会**の議を経て**基本計画**を定める
（法第3条第1項）

基本計画の**内閣の承認**（法第3条第1項）

国土交通大臣は基本計画を港湾管理者へ通知
（法第4条）

政府は基本計画に基づいて事業を行う港湾管理者に対して可能な範囲内において財政融資資金等を**融通**する
（法第5条）

国土交通大臣は基本計画に基づいて事業に要する費用に充てるための資金の融通の**斡旋**を行う
（法第6条）